

報告事項 コ

学校給食モニタリング事業の実施について

学校給食モニタリング事業の実施について、別紙のとおり報告します。

平成24年10月19日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

# 学校給食モニタリング事業の実施について

平成24年10月19日  
スポーツ健康教育課

児童生徒のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握することを目的とする、学校給食モニタリング事業（国委託事業）について、平成24年9月20日（木）に「学校給食モニタリング事業調査委員会」を開催し、下記のとおり、実施方法等を決定した。

## 記

### 1 調査委員会について

委員：学識経験者、行政関係者、保護者代表、給食物資供給者  
事業関係者：関係市町村及び県立学校

### 2 検査方法等

- (1) 学校給食1週間分を冷凍保存し、週末に検査機関に送付し検査を実施
- (2) 検査項目 放射性セシウム134、同137
- (3) 検査精度（検出下限値） 1ベクレル/kg
- (4) 検査結果は、鳥取県及び対象市町村等のホームページで随時公表

### 3 検査日程及び検査対象

- (1) 検査日程（予定） 平成24年10月下旬から平成25年3月上旬
- (2) 検査対象

市町村：鳥取市、米子市、倉吉市、日吉津村、大山町、南部町、江府町  
県立学校：鳥取盲学校、鳥取養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校

（注）各検査対象の検査回数は、上記期間中に1～9回程度実施（検査対象ごとに異なる） 計63回

### 4 放射性物質が検出された場合の対応

- (1) 再検査を実施し、原因となった食材を特定する。
- (2) 検出結果の数値、再検査等の対応状況、原因となった食材、健康への影響等について、ホームページ等に公開する。併せて他の市町村等に情報提供を行う。
- (3) 必要に応じて調査委員会を開催し、対応を協議する。

### （参考）

放射性セシウムの新基準値（厚生労働省）

一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品	50ベクレル/kg
牛乳	50ベクレル/kg
水	10ベクレル/kg